

国

平成26年（2014年） 「まち・ひと・しごと創生法」施行、まち・ひと・しごと創生本部設置
（「人口減少の歯止め」と「東京一極集中の是正」を初めて法律に明記）

⇒『長期ビジョン』、『まち・ひと・しごと創生総合戦略』閣議決定

【基本的な考え方】①人口減少と地域経済縮小の克服、②まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

坂東市

平成27年（2015年） **坂東市まち・ひと・しごと創生本部**を設置
（本部長：市長、副本部長：副市長、本部員：庁議構成員）

◆『坂東市人口ビジョン』

→ 国の『長期ビジョン』を勘案しつつ、本市の人口動向を分析し将来展望（目標人口等）を示すもの

◆『坂東市まち・ひと・しごと創生総合戦略』

→ 『人口ビジョン』で定めた目標人口等を実現するための基本目標や具体的な施策をまとめたもの

※計画期間5年（平成27年度～令和元年度）。各事業分野にK P I（重要業績評価指標）を設定

- ・基本目標1 本市における安定した雇用の創出
- ・基本目標2 本市への新しいひとの流れをつくる
- ・基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ・基本目標4 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

○坂東市まち・ひと・しごと創生有識者会議

取組状況の
評価、効果検証等

- ・『総合戦略』の効果検証等を行うための外部組織として設置。年1回程度開催。
（農林、商工、観光、金融、教育、子育て関係者及び学識経験者等で構成）

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定し、総合戦略に位置付ける各施策を効果的かつ効率的に推進するため、坂東市まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地方人口ビジョン、総合戦略の策定に関する事項
- (2) 各施策の推進に関する事項
- (3) その他本部長が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 本部は本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
 - 3 本部員は庁議構成員をもって充てる。

(本部会議)

- 第4条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。
- 2 本部長が認めたときは、本部員以外の者を本部会議に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

(専門部会)

- 第5条 本部長が必要と認めたときは、専門部会を設置することができる。
- 2 専門部会は、本部長から付託された事項を調査研究し、課題解決のための素案を作成し、本部会議へ報告する。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、企画部企画課において処理する。

＜平成27年度＞ 地域住民生活等緊急支援のための交付金 ※補助率10/10

（1）消費喚起・生活支援型

- プレミアム付商品券発行事業〔販売数25,000冊（299,728千円）、換金済24,883冊（298,598千円）〕

（2）地方創生先行型

- 学力向上プロジェクト（20,000千円）
総合学力調査の実施、学力向上プランの作成、児童生徒のサマースクール及び教員研修の実施
- 地元農産品による商品開発事業（5,368千円）
東京家政学院大学との連携によるネギ残渣等を活用した新商品に向けた試作品の作製
- 公共交通の利便性向上事業（10,000千円）
転出抑制を目的とした、T X 守谷駅と本市を結ぶ相互直行型の路線バスの運行

＜平成28年度＞ 地方創生加速化交付金 ※補助率10/10

- 第2のふるさと・いばらきプロジェクト推進事業（19,625千円）
 - ・移住促進に向けた農産物収穫体験ツアー等の実施（4回53名参加）
 - ・通勤通学者向け守谷駅直行型バス実証運行 ※H27から継続
- 産学官連携による移住・定住・人材育成プロジェクト（19,781千円）
 - ・市内農産物を活用した新商品開発事業(坂東総合高校と連携：ドライフルーツやネギバーガーの試作)
 - ・ガラス工芸品技術者養成セミナー、陶芸技術者養成セミナー等の開催（坂東まちづくり会社委託）

<平成29、30年度> 地方創生推進交付金 ※補助率1/2

- 第2のふるさと・いばらきプロジェクト推進事業
 - ・ 移住促進に向けた農産物収穫体験ツアーの実施（2,048千円） ※10回開催、218名参加
 - ・ 坂東市PR動画コンテストの開催及び作成動画の発信（1,246千円）
 - ・ 通勤通学者向け守谷駅直行型バス実証運行（18,000千円） ※H27より継続

<令和元年度> 地方創生推進交付金 ※補助率1/2

- わくわく茨城生活実現事業
東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）から本市に移住した世帯又は個人で、茨城県が移住支援金の対象としてマッチングサイト〔求人検索エンジン「スタンバイ」〕に掲載している企業（約260社）に就業した場合、移住支援金として最大100万円を交付
※県主導により県内32市町村と連携〔計画期間：6年間〕

〔その他、地方創生に関する主な取組み〕

- 結婚新生活支援事業（1,500千円） ※地域少子化対策重点推進交付金事業(内閣府補助) 補助率1/2
世帯所得340万円未満かつ34歳以下の新婚世帯を対象に、住居費や引越し費用を助成（上限30万円）
- 子育て支援、移住・定住に係る施策の発信
市の子育て支援、移住・定住促進施策をとりまとめ、市HPのトップに専用バナーを設置するとともに、移住・定住ポータルサイト（外部サイト）に施策に関する情報を掲載〔出産奨励金支給、給食費助成、創業支援事業等〕
- 低・未利用市有地の有効活用【検討中】
低・未利用市有地について、民間事業者の活用意向も踏まえつつ、移住・定住等に資する有効活用を検討〔民間への活用意向調査、宅地造成・分譲を条件とした公募型プロポーザル方式による売却 など〕